

# 行政説明

---

- ① 在宅レスパイト事業・登録者証について
- ② 当センターにおける災害時個別支援計画について
- ③ 今冬に向けた基本的な感染対策  
高齢者の結核について



# ①在宅レスパイト事業・登録者証について

---

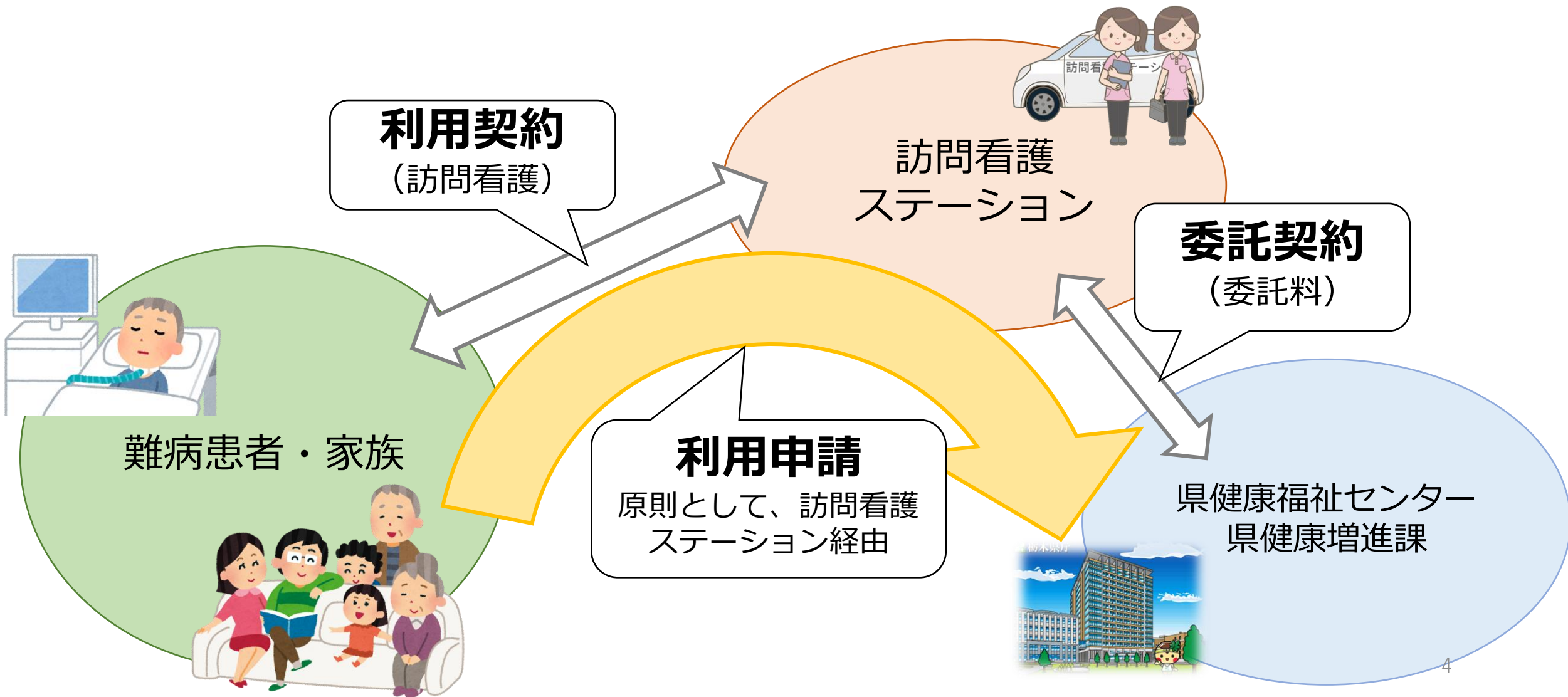


県南健康福祉センター  
健康対策課 栄養難病担当

**目的：**一人ひとりの自立した生き方を支援するとともに、家族等の負担を軽減することにより、患者及び家族の福祉の向上を図ること

事業・内容	対象要件
<p><b>①一時入院支援</b> 患者さんが一時的に医療機関に入院できるように調整します。</p>	<p>「人工呼吸器を装着している」 または 「気管切開を行っている」</p>
<p><b>②介助人派遣</b> 家政婦等による介護サービスの利用費用を県が負担します。</p>	<p>「人工呼吸器を装着している」 または 「気管切開を行っている」</p>
<p><b>③在宅人工呼吸器使用患者支援</b> 診療報酬で定められた回数を超えるほう訪問看護ステーションの訪問看護の利用費用を県が負担します。</p>	<p>「人工呼吸器を装着している」</p>
<p><b>NEW ④難病患者在宅レスパイト</b> 家族の休憩等のための<b>訪問看護ステーション</b>の<b>訪問看護</b>の利用費用を県が負担します。</p>	<p>「医師の指示書がある」 「訪問看護を利用している」 「同居の家族が介護している」</p>

介護する人が休養するために、ご自宅での訪問看護ステーションの  
利用を支援します。



# 手続きの流れ

## ● 利用前の流れ



難病患者  
家族

事業利用について  
**相談**

訪問看護ステーション



委託契約

県



## ● 利用時の流れ



難病患者  
家族

①利用申請

訪問看護ステーション

④利用決定

②利用申請

県

⑤利用契約



③利用決定



⑥訪問看護

## ● 利用後の流れ

訪問看護ステーション



実施報告

県

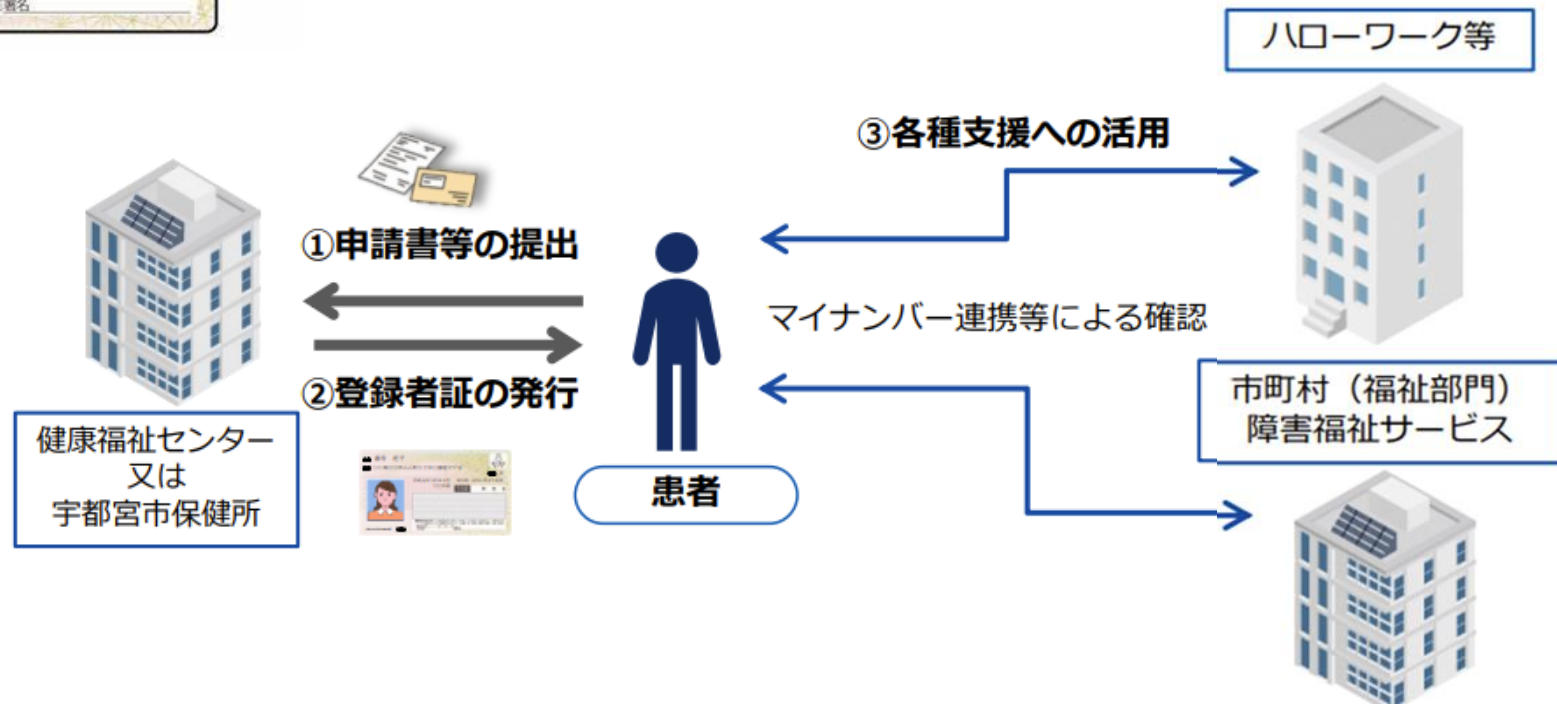
委託料



# 〈登録者証〉



2024年6月20日から、指定難病患者が福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の制度が始まりました。





## ②当センターにおける災害時個別支援計画について



# 災害時個別支援計画とは

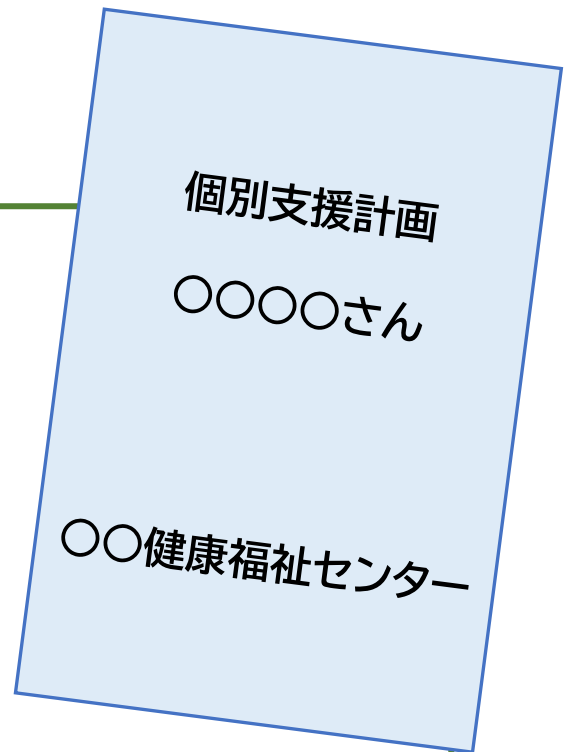
「災害時における難病患者支援計画を策定するための指針」(2017年8月)

災害時要援護者として難病患者に対して、**特性に配慮した個別支援計画を策定**することとなっている。

※「災害対策基本法」に基づく避難行動要支援者「個別避難計画」とは異なる

## 個別支援計画の主な内容

- ・患者の状況(氏名、住所、年齢、家族の状況等)
- ・患者の病状等(診断名、経過、病状、内服薬、合併症、医療処置の状況)
- ・家族、親戚等の連絡先
- ・関係者(主治医、ケアマネ、訪問看護ステーション、医療機器業者等)の連絡先
- ・災害時の備蓄リスト
- ・人工呼吸器や酸素ボンベの持続時間
- ・発電機等の電源確保
- ・避難先
- ・避難時の協力者等





- 数年前から「人工呼吸器装着者等」を中心に計画の作成を開始  
→対象者全員の策定には至っていない
- **計画策定には、本人・家族の同意や関係機関の協力**が不可欠
- 災害時最低限必要となる項目を中心にとりまとめ
- とりまとめ内容を関係機関や該当市町とケア会議等で共有

計画の策定、計画策定後の情報共有・運用等に御協力をお願いします。



# 参考：避難行動要支援者への支援制度

内閣府ホームページから一部抜粋

## 自ら避難することが困難な方への支援イメージ

**避難行動要支援者**



※自ら避難することが困難な方  
(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は施設管理者の対応となります。)

**2**  
名簿情報を平時から支援者に提供してよいか確認

**3**  
**同意**

**市町**



**1**  
避難行動要支援者名簿の作成

**5**  
平時 日常の声掛け等の見守り・避難訓練の実施 など



**6**  
災害時 避難行動に関する支援 など



**支援者 (避難支援等関係者)**



※民生委員 自主防災組織 消防機関 など  
(市町により異なります。)

**4**  
同意した方の名簿情報の提供

(制度の運用方法については市町によって異なります。避難行動要支援者名簿に登録されているかどうかや支援内容については、お住まいの市町にお問い合わせください。)

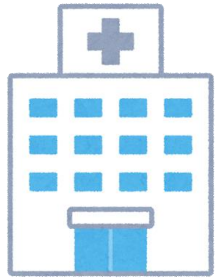
# 今冬に向けた基本的な感 染対策 高齢者の結核について

県南健康福祉センター（県南保健所）  
健康対策課 感染症予防チーム



# 感染防止の5つの基本

体調不良時は  
自宅で療養もしくは受診



その場に応じた  
マスクの着用 咳エチケット



手洗いは  
日常生活習慣に



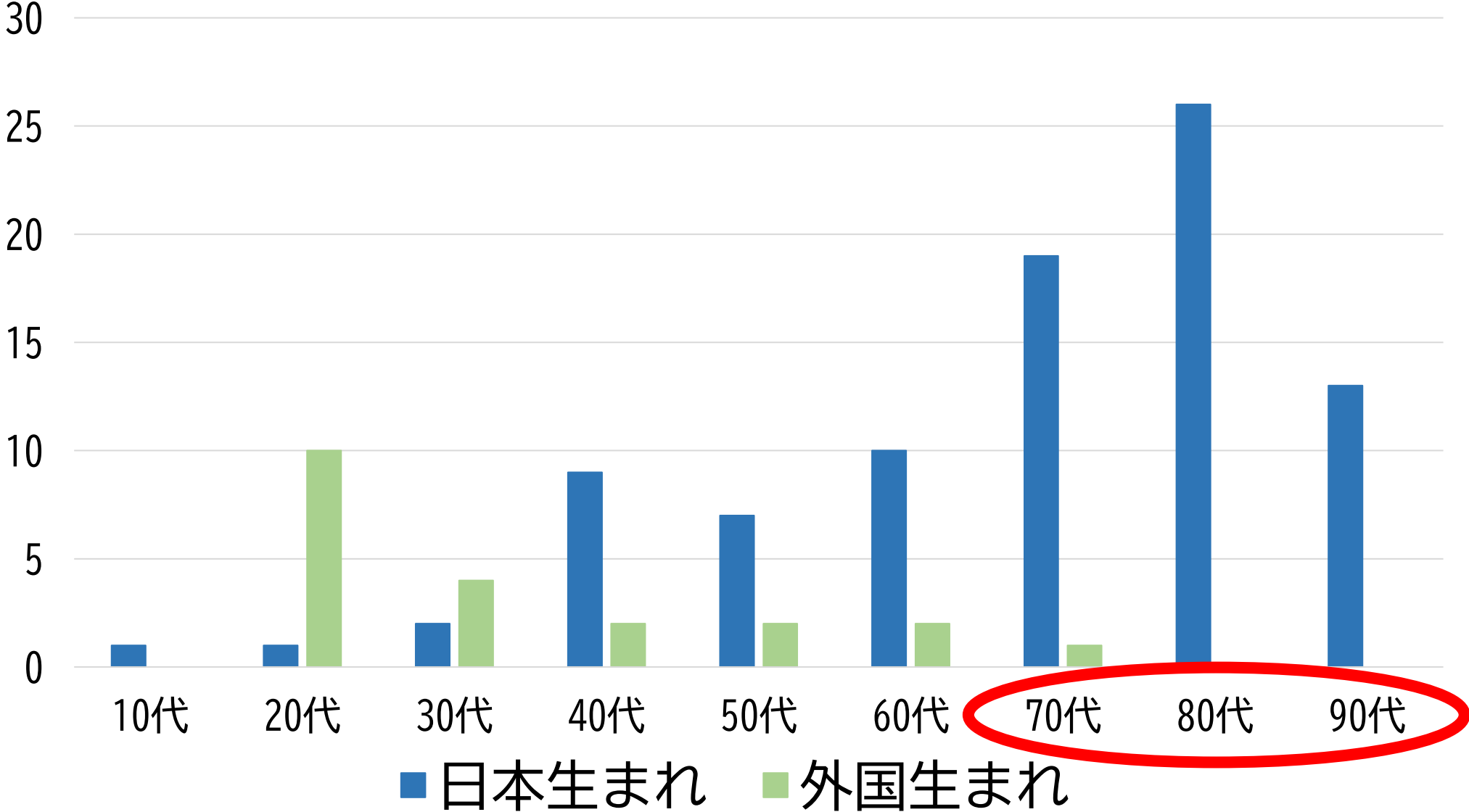
換気、三密の回避は  
引き続き有効



適度な運動、食事などの生活習慣で  
健やかな暮らしを



# 県南保健所管内の年代別結核患者数（R3年～R5年）



# 結核の症状は風邪に似ています

咳・痰      微熱      息苦しさ      だるさ

食欲がない      やせ

**2週間以上**症状が続く時は、**結核**の可能性があります

# 結核の症状は風邪に似ています

高齢者は呼吸器症状が出にくい!

「なんとなく元気がない」「微熱  
が続く」

「食欲がない」「体重減少」

などの症状にも要注意!

**2週間以上症状が続く時は、結核の可能性があります**

# 皆様をお願いしたいこと（結核編）

## 1 免疫力を下げないための健康管理について周知

- 十分な睡眠、休養（規則的な生活リズム）
- バランスの良い食事
- 禁煙：喫煙は結核発病のリスクとなります！

## 2 結核の早期発見・早期治療に向けて

- 定期健康診断（**年1回の胸部X線検査**）の受検を進める
- 症状（咳、痰、微熱、食欲不振、倦怠感など）が **2週間以上続く場合** は、結核の疑いの目をもって **かかりつけ医療機関の受診を促してください。**





# お願い

今後の研修会開催の参考とさせていただきたいため、アンケートに御協力をお願いします。

令和6年度栃木・県南地区難病支援  
関係者研修会アンケート

